

## 議案第 1 号

### 行政不服審査法施行条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）の改正に伴い、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

### 行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 8 1 条第 1 項の規定に基づき設置する瑞穂町行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 審査会は、法の規定によりその権限に属する事項を処理する。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をす

ることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 町長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

(2) その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(委員の守秘義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、企画部において処理する。

(手数料等)

第8条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の条例で定める手数料は、無料とする。

2 法第38条第1項（法第9条第3項で読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第81条第3項の規定において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該交付を受けるために要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(罰則)

第10条 第5条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第1項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年12月31日までとする。